

広報紙 VOL.45

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
令和2年5月



第62回「水道週間」スローガン 「飲み水を未来へつなごう ぼくたちで」

6月1日から7日までの一週間は、「水道週間」です。「水道週間」は、水道利用者の皆様に水道の現状や課題について理解を深めていただくため厚生労働省が中心となって実施しているものです。今年度は「飲み水を 未来へつなごう ぼくたちで」をスローガンにして、全国の水道関係者が広報活動等に取り組みます。

昭島の深層地下水100パーセントのおいしい飲み水を未来につないでいくために必要なことはなんでしょう。

まずは、水源である深層地下水の水質と水量を保全していくことが大切です。水源の保全には、皆様のご理解とご協力が欠かせません。水道事業者である水道部としても、水源保全に必要な施策を的確に実施できるよう、また、皆様に水源保全に役立つ情報を発信できるよう深層地下水の流動調査に取り組んでいます。



中央配水場耐震補強工事の様子



耐震管布設工事の様子

また、本来の水質を損なうことなく、どんな時でも皆様に飲み水をお届けすることができる水道施設を維持し続けることも水道事業者としての使命です。昨年度は、管路の耐震化や水源井（井戸）の改修に加え、中央配水場耐震補強工事にも着手しました。

人口減少が見込まれる今日において、計画的に水道施設を整備していくためには、施設の長寿命化やダウンサイジングなど効率的で柔軟な施設管理を確立するとともに、長期的な収支の見通しを立てた上で、適切な料金水準のもと健全経営を維持していかなければなりません。

水道事業は、皆様からの料金収入に支えられています。皆様に納得して料金をご負担いただけるよう、今後も経営に関する情報を皆様と共有し、職員一丸となって健全経営に取り組み、深層地下水100パーセントの水道事業を未来へつないでまいります。

- 1 P 水道週間について
- も 2 P 令和2年度予算のあらまし
- く 3 P 水道水の水質検査結果（令和元年度）
- じ 水道あれこれ

- 4 P 東日本大震災等により避難生活をされている方へ
- 受水タンク等の非常用給水栓について
- 手洗いは感染症対策の基本です
- 水道メーターの取替え

令和2年度予算のあらまし

水道事業基本計画で定めた3つの目標に従い、本年度も着実に事業を推進します。

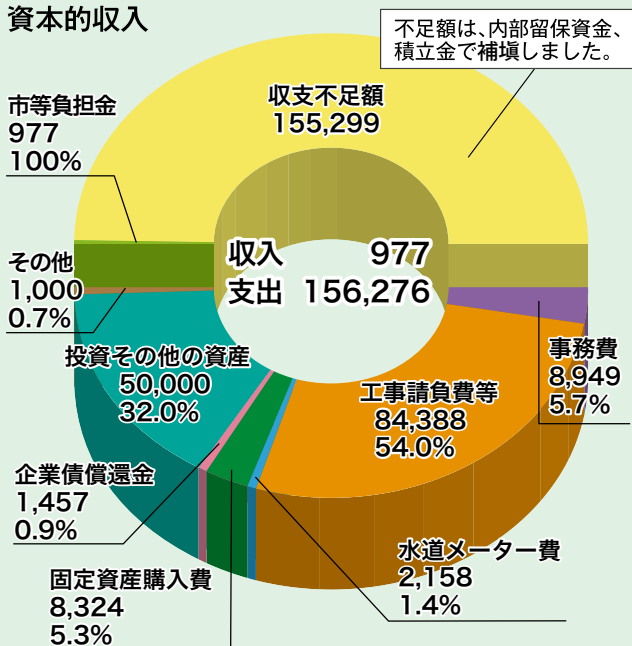
「安全な水道」としては、引き続き老朽化した水質検査機器を買い換え、自己検査体制の充実を図ります。「災害時にも頼れる水道」としては、新たな災害時対応計画を策定して危機管理体制の強化と充実を図ります。また、管路網や中央配水場の耐震化、自家発電機能の強化など水道施設の強靱化を図るとともに、万一の備えとして、給水タンク用加圧ポンプ等応急給水用資機材を購入します。「持続可能な水道」としては、水源井のしゅんせつ・改修を行うとともに、深層地下水の保全と水質の安全管理のため、昨年度に引き続き深層地下水流動調査を実施します。

なお、本年度は、年間総給水量1,253万4,333 m^3 、1日平均3万4,341 m^3 、市民1人当たり1日297L相当の給水を想定しています。

資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下する資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表の基となる会計

資本的収入



単位: 万円 (消費税込み)

資本的支出

水道事業の会計は、複式簿記を採用し、「資本的収支」と「収益的収支」の二本立てで予算を定めています。

左上の図の「資本的収支」は、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な投資に関する予算を定めています。

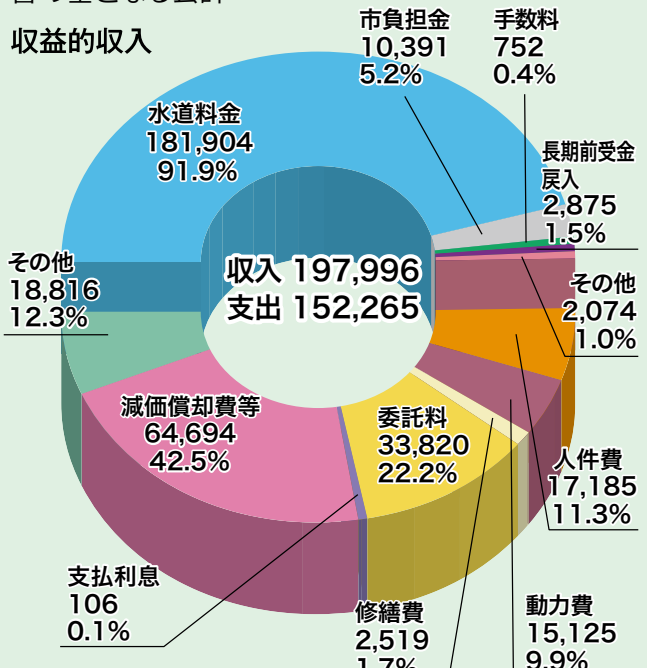
本年度は、管路の耐震化、水源井の改修、中央配水場耐震補強工事などの工事請負費等のほか、水質検査機器、情報システム機器、電話交換機、軽貨物自動車、応急給水用資機材等の固定資産購入費、企業債の償還金(借入金の返済)、債券等投資を目的とする資産の購入、その他で総額15億6,276万円、前年度比2億294万円増の支出を見込んでいます。それらの財源は、市負担金等の資本的収入と自己資金15億5,299万円で、新たな企業債の借入は予定していないため、本年度末の企業債残高は711万円となる見込みです。

なお、自己資金には、「収益的収支」の純利益を積み立てた建設改良積立金や現金支出を伴わ

収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要する費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書の基となる会計

収益的収入



単位: 万円 (消費税込み)

収益的支出

ない費用である減価償却費等の内部留保資金が充てられます。

右上の図の「収益的収支」は、事業活動による収益の見込額と、収益を得るために必要な費用の予定額を定めており、この収支額は、利益または損失として当年度の経営成績の見込みを表します。

本年度は、水道料金等の事業収益は消費税改定の影響から前年度比4,477万円増と見込み、総額を19億7,996万円としました。

また、人件費や動力費等の総事業費を前年度比18万円増の15億2,265万円と見込み、消費税控除後の純利益は、前年度比2,336万円増の3億7,013万円を計上しました。

これからも、おいしく安全な深層地下水100%の水道水を安定して供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道水の水質検査結果

水道部では、水道法に従い毎年度「水質検査計画」を策定し、定期的に水質検査を実施しています。水質検査の結果は、令和元年度も下記のとおり、すべての項目について水質基準に適合していますので、安心してお飲みいただけます。

	No	基準項目	基準値	東部系給水栓		西部系給水栓		北部系給水栓	
				平均値	回数	平均値	回数	平均値	回数
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/ℓ以下	0	12	0	12	0	12
	2	大腸菌	不検出	不検出	12	不検出	12	不検出	12
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	0.0003>	4	0.0003>	4	0.0003>	4
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005>	1	0.00005>	1	0.00005>	1
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005>	4	0.005>	4	0.005>	4
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	0.004>	4	0.004>	4	0.004>	4
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1.38	12	1>	12	1.35	12
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.08>	4	0.08>	4	0.08>	4
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1>	4	0.1>	4	0.1>	4
	14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002>	4	0.0002>	4	0.0002>	4
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005>	4	0.005>	4	0.005>	4
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.004>	4	0.004>	4	0.004>	4
	17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.002>	4	0.002>	4	0.002>	4
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	0.06>	4	0.06>	4	0.06>	4
	22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	0.002>	4	0.002>	4	0.002>	4
	23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	0.006>	4	0.006>	4	0.006>	4
	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.003>	4	0.003>	4	0.003>	4
	25	ジブromクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.01>	4	0.01>	4	0.01>	4
	26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	0.001>	4	0.001>	4	0.001>	4
	27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	0.01>	4	0.01>	4	0.01>	4
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	0.003>	4	0.003>	4	0.003>	4
	29	ブromジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	0.003>	4	0.003>	4	0.003>	4
	30	ブromホルム	0.09mg/ℓ以下	0.009>	4	0.009>	4	0.009>	4
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	0.008>	4	0.008>	4	0.008>	4
水道水が有すべき性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1>	4	0.1>	4	0.1>	4
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.02>	4	0.02>	4	0.02>	4
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.03>	4	0.03>	4	0.03>	4
	35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1>	4	0.1>	4	0.1>	4
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	20>	1	20>	1	20>	1
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005>	4	0.005>	4	0.005>	4
	38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	20>	12	20>	12	20>	12
	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ以下	69.5	4	57.7	4	67.3	4
	40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	133	4	146	4	142	4
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02>	4	0.02>	4	0.02>	4
	42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.000001>	1	0.000001>	1	0.000001>	1
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	0.000001>	1	0.000001>	1	0.000001>	1
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005>	4	0.005>	4	0.005>	4
	45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005>	1	0.0005>	1	0.0005>	1
基礎的性状	46	有機物（TOC）	3mg/ℓ以下	0.3>	12	0.3>	12	0.3>	12
	47	pH値	5.8～8.6	7.46	12	7.29	12	7.40	12
	48	味	異常でない	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
	49	臭気	異常でない	異常なし	12	異常なし	12	異常なし	12
	50	色度	5度以下	0.5>	12	0.5>	12	0.5>	12
	51	濁度	2度以下	0.2>	12	0.2>	12	0.2>	12

注：この表の中で>で表示されたものは、表記の数値未満であることを表しています。



水道あれこれ

● 水道水に含まれる炭酸 ●

水質管理目標設定項目に「遊離炭酸」という項目があります。これは水中に溶けている炭酸ガスのことで、健康にかかわる物質ではありませんが、施設の維持管理の観点やおいしい水の観点から設定されています。

【施設への影響】

遊離炭酸は「従属性遊離炭酸」と「浸食性遊離炭酸」に分けられます。このうち浸食性遊離炭酸は、鉄材に対する腐食性が大きく、水道施設の鉄材部にダメージを与えます。施設保全の意味では、過剰な遊離炭酸は好ましくありません。

【味覚への影響】

ほどよい遊離炭酸は、水にさわやかさを与え、おいしくしてくれます。しかし、過剰濃度となれば、刺激が強くなりまろやかさを失わせてしまいます。厚生省（現厚生労働省）おいしい水研究会によると、望ましい濃度範囲は3～30 mg/Lとされています。

昭島市の水道水に含まれる遊離炭酸の濃度は、この範囲に入っています。遊離炭酸がほどよく溶けているおいしい水だと言えます。



東日本大震災等により避難生活をされている方へ

■水道料金（下水道使用料含む）の免除・減額期間を延長しました。

水道部では、東日本大震災及び福島第一、第二原子力発電所の事故により、昭島市内で避難生活をされている方（被災者）の負担を軽減するため、水道料金（下水道使用料含む）の免除または減額を令和2（2020）年3月末までとして実施してまいりましたが、令和3（2021）年3月末まで引き続き実施することといたしました。

水道料金（下水道使用料含む）の免除または減額の対象者及び内容は、次のとおりです。

- 1 避難生活のために昭島市内の住宅等へ入居した方は、水道料金（下水道使用料含む）を全額免除します。
- 2 避難生活を支援するために、被災された方をその世帯に受け入れた方は、受入後の使用水量から受入前の使用水量を差し引いた水量に相応する水道料金（下水道使用料含む）を減額します。

お問い合わせは、業務課へ
☎543-6111 FAX543-6118

受水タンク等の非常用給水栓について

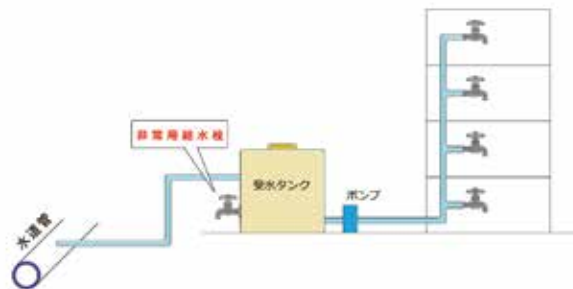
災害時に受水タンク内の水道水を有効活用できるように、受水タンクに非常用給水栓を設置する場合の取扱要領を定めて令和2年3月から施行しています。

この要領に従って受水タンクに非常用給水栓を設置することにより、災害時に受水タンクのポンプが停止し、各部屋などへ水道水を送れなくなった場合に、非常用給水栓から受水タンク内の水道水を使うことができます。

非常用給水栓を設置するためには、適用範囲や次のような設置条件があり水道部への申請が必要です。

（主な設置条件）

- 「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すること
 - 受水タンク毎に1、2個程度の設置数とすること
 - 受水タンクの強度に影響を与えない構造とすること
- ※詳しくは、工務課給水係まで
☎543-6111 FAX543-6118



手洗いは感染症対策の基本です

石けんを使って30秒程手洗いをすると、手についたウイルスは1000分の1まで減少すると言われています。帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。手洗後は清潔なタオル等で手を拭きましょう。



水道メーターの取替え

水道メーターは、計量法により8年ごとの交換が義務付けられています。ご家庭ごとにメーターの交換時期が異なるため、交換が必要なご家庭には事前に『水道メーター取り替えのお知らせ』のチラシを配布し、令和2年6月から翌年3月までの期間に交換を行います。

交換は、水道部が委託した市指定工事業業者（腕章着用・身分証明書携帯）がお伺いし、無料で行います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



昭島市水道部